

(記載心得)

- 一、本申請書ノ大サハ折上リ 國定規格 B5 判 (182 mm × 257 mm) トスルコト
- 二、「事業ノ種類」欄ニハ例(バ)石炭採掘業、鑛物業、パルプ製造業ノ如ク具體的ニ記載スルコト
- 三、「申請員數」欄ニハ命令配置ニヨリ従業セシメントスル員數ヲ記載スルコト
- 四、「同上内譯」欄ノ「其ノ他ノ者」欄ニハ本令ニ規定スル技能者、一般青壯年、國民學校修了者タラザルモノヲ記載スルコト
- 五、「命令配置ニ關スル希望事項」欄ノ「希望地域」欄ニハ自都道府縣内ヨリ希望スル場合ハ國民職業指導所別、他都道府縣内ヨリ雇入レントスル場合ハ都道府縣別ニ夫々男女別員數ヲ記載スルコト
- 六、「命令配置ニ關スル希望事項」欄ノ「希望休廢止事業場等名及従業者名」ニ付テハ具體的ニ希望スル事業場、従業者アル場合ニ限り記載スルコト
- 七、「當期ニ於ケル求人及充足狀況」欄ノ「求人割當數」欄ニハ緣故雇入認可數ヲモ含マシムルコト
- 八、「當期ニ於ケル求人及充足狀況」欄ノ「申請ノ期日迄ノ充足員數」欄ニハ緣故、特定者雇入認可ニ依ル充足數ヲモ含マシムルコト
- 九、「當期ニ於ケル求人及充足狀況」欄ノ種別「一般青壯年」欄ニハ技能者、國民學校修了者ノ紹介取扱ヲ受クルモノ以外ハ凡テ本欄ニ計上スルコト國民學校修了者ニ付テハ申請ノ時ガ國民學校修了者ノ計畫配置期間中ナル場合ニ限り記載スルモノトス
- 十、「雇傭條件」欄ノ「其ノ他ノ雇傭條件」欄ニハ就業時間、休日、夜勤ノ有無等ヲ記載スルコト

- 十一、「宿舍」欄ニハ宿舍ノ狀況(既設、設立豫定)ノモノトニ區別シ本申請員數ニ對シ收容可能人員及設立豫定ノモノニ在リテハ完成豫定年月日等)及舎費、會費額等ヲ詳細ニ記載スルコト
- 十二、「備考」欄ニハ福利施設其ノ他參考トナルベキ事項ヲ記載スルコト
- 十三、欄外ノ「産業分類」及「求人種別」欄ハ申請者ニ於テ記載ヲ要セザルモノナルコト

國民勤勞報國協力令施行規則中改正の件公布

國民勤勞報國協力令施行規則中改正の件は昭和十八年七月三十日付官報を以て左の如く公布せられた。

國民勤勞報國協力令施行規則中改正

正ノ件 (昭和十八年七月三十日 厚生・文部省令第二號)

- 第一條第六號ヲ第七號トシ第五號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
- 六 國家總動員上必要ナル證券ノ生産ニ關スル業務第四號第二項中「協力ヲ受ケントスルニ際シ所要人員三百人未滿ナル場合又ハ緊急ヲ要スル場合」ヲ「協力ヲ受ケントスル場合」ニ、「東京府」ヲ「東京都」ニ改ム
- 第七條中「市町村長ニ準ズベキモノヲ含ム」ヲ「市町村長ニ準ズベキモノヲ含ミ東京都ノ區ノ存スル區域ニ於テハ區長トス」ニ改ム
- 第十八條 當時隊組織ノ編成アル市町村其ノ他ノ團體又ハ學校ニ關シテハ本規則中國民勤勞報國隊編成令書トアルハ國民勤勞報國隊出動令書又ハ學校報國隊出動令書トシ本規則ノ適用ニ付其ノ隊組織ヲ以テ國

國民勤勞報國隊ト看做ス

第十九條中「東京府」ニ在リテハ「東京都知事及警視總監」ヲ「東京都」ニ在リテハ「東京都長官及警視總監」ニ改ム  
様式第一號ヲ別表ノ如ク改メ、様式第二號中「東京府」ニ在リテハ「警視總監」氏名「東京府知事」氏名「東京都」ニ在リテハ「東京都長官」氏名「警視總監」ニ改ム

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國民勤勞報國隊協力申請(請求)書

場所	所在地	事業ノ種類	從業員數	男		女		計	
				人	人	人	人		
所要期間	自昭和	年	月	日	至	昭和	年	月	日
	所要人員並期間ニ對スル希望				休業時間				
作業時間及休憩時間	作業指導者ノ職氏名	支給手當又ハ謝金	支給日額	宿泊料	旅費	其他	休憩時間		
							時	分	秒
備考									

右國民勤勞報國隊ノ協力相受度此段及申請(請求)候

昭和 年 月 日

住 所(團體ナルトキハ其ノ所在地)

申請(請求)者氏名(團體ナルトキハ其ノ名稱及代表者氏名) 殿

(厚生大臣)  
(文部大臣)  
(厚生大臣)  
府縣知事  
(警視總監)

(第十九條ノ規定ノ適用ニ付東京都ニ在リテハ 東京都長官)  
(警視總監)  
(北海道廳長官)

備考

- 一、申請(請求)書ニハ地方長官ニ申請(請求)スルトキハ副本一通、厚生大臣ニ申請(請求)スルトキハ副本二通、文部、厚生兩大臣ニ申請(請求)スルトキハ副本三通ヲ作成添付スルコト
- 二、所要人員ノ欄ニハ、從事スベキ作業ノ内容ヲ具體的ニ記載シ、作業數種アルトキハ其ノ作業種別毎ニ、所要人員ヲ性別ニ記載スルコト
- 三、所要期間ノ欄ニハ、勤勞報國隊ノ協力ヲ必要トスル期間(年半期ヲ限度トス)ヲ記載スルコト
- 四、所要人員並期間ニ對スル希望ノ欄ニハ、所要人員ノ年齢範圍、特殊技能ノ要否、同一人ニ依ル協力期間、特別ノ條件ヲ必要トスルモノ(學生生徒ニ依ル協力ヲ希望スルトキハ其ノ學校ノ程度及種類別)等ニ付希望スベキ事項ヲ記載スルコト
- 五、作業指導者ノ職氏名ノ欄ニハ、勤勞報國隊ノ作業中ノ指導監督ニ當ル責任者ノ職氏名ヲ「事務擔當者ノ職氏名」欄ニハ、勤勞報國隊ノ事務處理ニ當ル責任者ノ職氏名ヲ記載スルコト
- 六、「支給經費」欄ニハ、經費別ニ支給ノ有無、一人當ノ金額、現物支給ノトキハ其ノ内容ヲ詳細ニ記載スルコト
- 七、「宿舍及給食ノ概要」欄ニハ申請(請求)者ニ於テ準備スル宿泊施設及給食ノ概要ヲ記載スルコト
- 八、「保健、衛生、救護施設ノ概要」欄ニハ、施設ノ有無、施設ノナキトキハ其ノ措置方法ヲ記載スルコト
- 九、「申請請求ノ理由」欄ニハ、勤勞報國隊ノ協力ヲ受ケントスル理由ヲ具體的且詳細ニ記載スルコト
- 十、「備考」欄ニハ、携帶品、作業用具(衣類)ノ準備狀況等其ノ他勤勞報國隊ノ出動ニ付必要ナル事項ヲ記載スルコト